

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

国 Country	(年) (Year)	第1十分位 Lowest 10%	第1五分位 Lowest 20%	第2五分位 Second 20%	第3五分位 Third 20%	第4五分位 Fourth 20%	第5五分位 Highest 20%	第10十分位 Highest 10%	ジニ 係数 Gini index
								(%)	
日本	JPN (2008)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
	(2005)	1.5	4.7	10.5	16.3	24.5	43.9	27.1	0.387
	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
ロシア ²⁾	RUS (2007)	2.2	5.6	9.6	13.9	20.7	50.2	34.3	0.437
中国	CHN (2005)	2.4	5.7	9.8	14.7	22.0	47.8	31.4	0.415
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 日本:厚生労働省(2010.9)「平成20年所得再分配調査」

日本(1993年), その他の国: World Bank (2010.4) *World Development Indicators 2010*

(注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位階級割合も表示している。

2) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income (%)

国	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	オーストラリア	
期/Period	Country	JPN	USA	CAN	GBR	DEU	FRA	ITA	SWE	AUS
1990年代半ば/mid-90s		13.7	16.7	9.5	10.9	8.5	7.5	14.2	3.7	11.4
2000年頃/around 2000		15.3	17.1	10.3	10.2	9.2	7.2	11.8	5.3	12.2
2000年代半ば/mid-2000s		14.9	17.1	12.0	8.3	11.0	7.1	11.4	5.3	12.4

資料出所 OECD (2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

(注) 1) 相対的貧困率とは, 所得(この場合は等価可処分所得)の分布における中央値の一定割合(本表では50%)に満たない人々の割合である。

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates*

		1997年/Year	2000	2003	2006
相対的貧困率	Total	14.6	15.3	14.9	15.7
子どもの相対的貧困率	Children	13.4	14.5	13.7	14.2

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2009.10)「相対的貧困率」

(注) OECDと同様の計算方法で, 「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。

「相対的貧困率」とは, 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。

子どもの相対的貧困率は, 17歳以下の子ども全体に占める, 中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。